

公 告

瀬戸内市公告第5号

農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により公告するとともに、当該計画の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月30日

瀬戸内市長 黒石 健太郎



【変更した地域計画写しの縦覧場所】

瀬戸内市役所	瀬戸内市邑久町尾張	300番地1
瀬戸内市役所牛窓支所	瀬戸内市牛窓町牛窓	4911番地
瀬戸内市役所長船支所	瀬戸内市長船町土師	288番地1
瀬戸内市役所裳掛出張所	瀬戸内市邑久町虫明	534番地2